

福島市における当面の対応

令和3年1月11日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 福島市新型コロナ緊急警報は延長しないが、医療提供体制の状況を注視しながら、引き続き市民の皆様へ感染防止に係る厳重警戒をお願いします。
- ② 感染拡大防止のため、引き続き医療体制の整備に努める。
- ③ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 新型コロナ厳重警戒体制の継続

令和2年12月20日に緊急警報を発令した際、東京・大阪並みに上昇していた新規感染者の発生率については、市民の皆様のご協力により減少してきました。しかしながら、医療提供体制、特に病床の逼迫状況については引き続き予断を許さない状況です。

また、首都圏の1都3県では緊急事態宣言が出され、県内各地でも感染者数が急増しつつあり、福島市においても、新規感染者の発生は継続しており、再びクラスターが相次ぐ事態になりかねない厳重な警戒が必要な状況が続いています。

このため、緊急警報は延長しませんが、市や市医師会等の関係機関は、引き続き厳重な警戒体制で対応します。市民の皆様には、下記の「特にお願いしたいこと」に十分注意し、気を緩めることなく、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

【市民の皆様へ特にお願いしたいこと】

- ① 外出に当たっては、その必要性を考え、慎重に行動してください
- ② 普段一緒にいない人との飲食などは避け、小人数、短時間でお願いします
- ③ マスクなしでの会話は止めてください
- ④ つい気が緩む場に注意してください（昼食時、休憩室、更衣室、喫煙室など）
- ⑤ 家庭内や身近な人との間でも、基本的な感染防止対策をお願いします
- ⑥ 1都3県（東京、埼玉、千葉、神奈川）との不要・不急の往来を自粛してください。その他の感染が拡大している地域との往来も、必要性を慎重に判断してください
- ⑦ 1都3県等からの来訪者と接触する場合も、感染防止に細心の注意を払ってください

3. 市有施設の利用制限等

市有施設については、1月12日以降、休止していた施設の利用を原則再開するとともに、貸館等の新規予約を開始するなど、利用制限等を変更します。

一方、今後も感染防止対策を徹底するとともに、貸室・貸館等の利用については、当面、定員の概ね半数程度を上限とするなど、施設の利用状況に応じ、適宜人数制限等を行います。

4. イベント等の取扱い

不特定多数の方に参加を呼びかける市主催のイベント等に関しては、令和2年12月28日（月）～令和3年1月11日（月）までの間、中止や延期、オンライン開催等の対応を行いました。

今後は当面、イベント等の内容や市内外の感染状況等を踏まえ、慎重に対応することとし、オンライン開催等を活用するとともに、イベント等を開催する場合は、下記の感染防止対策を講じることとします。

【イベント開催時の必要な感染防止対策】

- ①マスク常時着用の担保
- ②大声を出さないことの担保
- ③手洗、消毒、換気
- ④密集の回避（入退場や休憩時間における三密の回避）
- ⑤身体的距離の確保
- ⑥飲食の制限
- ⑦参加者の制限（会場定員の概ね半数程度、有症状者の入場防止）
- ⑧参加者の把握（感染リスクの拡散防止として、接触確認アプリの利用等）
- ⑨演者の行動管理（有症状者は公演・練習に参加しない）
- ⑩イベント前後の行動管理（交通機関・飲食店等の分散利用）